

「飲食・宿泊・旅行業給付金」 申請受付期間を延長します！

令和3年5月31日（月）までとしていた申請期限を延長します。
また、標記事業者支援の観点から下記のとおり給付対象についても拡充しますので、併せてお知らせします。

■ 申請期限

令和3年5月31日（月）まで → 令和3年6月30日（水）まで に延長

■ 拡充内容

○減少率の引下げ（50%→30%）

令和3年1月又は2月の対象店舗等の売上高合計が前年同月に比して

変更前：50%以上減少

変更後：30%以上減少

○飲食・宿泊・旅行業に関連する下記の業種を追加

・飲食店営業及び喫茶店営業以外の食品製造業者及び食品販売業者など（食品衛生法）

※ 令和3年6月1日から許可業種に追加される水産製品製造業者なども含む。

※ 令和3年6月1日から創設される食品衛生法上の届出対象業種（野菜果物販売業、菓子種製造業など）も含む。

・酒類などの製造者又は酒類の販売事業者（酒税法）

・自動車運転代行業者（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律）

・海上運送事業者（海上運送法第3条又は第21条）

※詳細は別添の申請要領をご参照ください

■ 申請方法 どちらの方法でも申請可能

≪WEB≫ パソコンやスマートフォン等によりWEBサイトからの申請

※令和3年6月30日（水）午後11:59まで

≪郵送≫ 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で事務局へ郵送による申請

※令和3年6月30日（水）消印有効

● 申請要領・申請書は、お近くの市町村役場、商工会、商工会議所、振興局など（別添参照）で配布しています。

● WEBサイトからの申請要領・申請書（様式）のダウンロードは下記アドレスまで

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00206818.html>

■ 問合せ 『飲食・宿泊・旅行業給付金事務局』 0120-310-342



問い合わせ先

【飲食】商工振興課 2745（石橋・長谷川）
【宿泊・旅行】観光振興課 2777（藏光）

飲食・宿泊・旅行業給付金

申請要領

(令和3年5月25日改正)

[受付期間]

令和3年3月23日(火)から令和3年6月30日(水)まで

(改正後の食品衛生法上の新たな許可対象業種及び届出対象業種については
令和3年6月1日(火)から令和3年6月30日(水)まで)

[お問合せ先]

飲食・宿泊・旅行業給付金事務局

電話番号: 0120-310-342

対応時間: 9:00~17:00(土日祝除く)

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、窓口による対面受付は行いません。
ご不明な点はお問合せ先にて電話で対応させていただきます。

和歌山県

目次

I 給付金の概要	P 1
1 趣旨	P 1
2 給付金	P 1
II 対象要件	P 2
III 申請方法	P 5
1 WEB申請の場合	P 5
2 郵送による申請の場合	P 5
IV 給付の決定等	P 6
1 給付金給付の決定	P 6
2 通知	P 6
3 給付金の返還	P 6
V 申請書類	P 7
VI 対象要件の特例	P 1 4
1 創業者特例	P 1 4
(1)対象要件	P 1 4
(2)申請方法	P 1 4
2 新たな店舗等を設けた方の特例	P 1 5
(1)対象要件	P 1 5
(2)申請方法	P 1 5
VII II 対象要件(2)クにおける改正後の食品衛生法 第57条に基づく届出を行う飲食事業者の皆さまへ	P 1 6

I 給付金の概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている県内中小企業者(中小企業又は個人事業主)の事業継続を支え、雇用の維持を図るための給付金です。

2 給付金

II の対象要件を満たす事業者に対し、令和3年3月1日時点の常時使用している従業員(※)の数に応じて、表1のと通りの給付金額となります。

表1

対象店舗等で常時使用する従業員の数	給付金額
0人～5人	15万円
6人～20人	30万円
21人～50人	45万円
51人～	60万円

(※)

- 1 次頁の「II 対象要件」を満たす店舗等の従業員数のみを計上してください。
(県外にも店舗等がある場合、県外店舗等の従業員は含まない。)
(対象外の業種の従業員は含まない。)
- 2 常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。会社役員及び個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しません。
パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、例えば以下の場合、従業員としてカウントできません。
 - ・日々雇い入れられる者
(但し、1箇月を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)
 - ・2箇月以内の期間を定めて使用される者
(但し、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)
 - ・季節的業務に4箇月以内の期間を定めて使用される者
(但し、所定の期間を超えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)
 - ・試の使用期間中の者
(但し、14日を越えて引き続き使用されるに至った場合はこの限りでない。)

参考：労働基準法第20条及び第21条

Ⅱ 対象要件

以下の4つの要件を全て満たしている必要があります。

(1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者その他知事がこれと同等と認める者(以下「中小企業者等」という。)であること。

※「中小企業者」には個人事業主を含みます。

その他知事がこれと同等と認める者とは、「一般社団法人」「一般財団法人」「特定非営利活動法人」「社会福祉法人」「公益社団法人」「財団法人」「宗教法人」等を指します。

(2) 次のアからクまでのいずれかに該当する者であること。

ア 県内で店舗を運営する飲食事業者等であって、当該店舗において令和2年12月31日までに食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業に必要な許可を受け、本給付金の申請日において営業の実態がある者。ただし、当該許可を証する書面に特定の住所が記載されていない飲食事業者等については、当該事業者の住所地が県内である者に限る。

イ 県内で施設を運営する宿泊事業者であって、当該施設において令和2年12月31日までに旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく営業に必要な許可を受け、又は住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)に基づく営業に必要な届出をしており、本給付金の申請日において営業の実態がある者

ウ 県内で営業所を運営する旅行事業者(県内で主たる営業所を運営する旅行事業者に限る。)であって、令和2年12月31日までに旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づく営業に必要な登録を受け、本給付金の申請日において営業の実態がある者

エ 県内で施設を運営する酒類等の製造者又は県内で店舗を運営する酒類の販売事業者であって、当該施設又は店舗において令和2年12月31日までに酒税法(昭和28年法律第6号)に基づく酒類等の製造、酒類の販売業又は販売の代理業若しくは媒介業を行うために必要な免許を受け、本給付金の申請日において営業の実態がある者

オ 県内で営業所を運営する自動車運転代行事業者(県内で主たる営業所を運営する旅行事業者に限る。)であって、令和2年12月31日までに自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57条)第4条に基づく営業に必要な認定を受け、本給付金の申請日において営業の実態がある者

カ 県内で営業所を運営する海上運送事業者(県内で主たる営業所を運営する海上運送事業者に限る。)であって、令和2年12月31日までに海上運送法(昭和24年法律第187号)第3条又は第21条に基づく許可を受け、本給付金の申請日において営業の実態がある者

- キ 県内で店舗を運営する飲食事業者等であって、当該店舗において飲食・宿泊・旅行業給付金規程第8に規定する申請期間中に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第2条による改正後の食品衛生法に基づく営業に必要な許可(漬物製造業、液卵製造業、水産製品製造業、密封包装食品製造業及び食品の小分け業の許可に限る。)を受け、本給付金の申請日において営業の実態がある者。ただし、当該許可を証する書面に特定の住所が記載されていない飲食事業者等については、当該事業者の住所地が県内である者に限る。
- ク 県内で店舗を運営する飲食事業者等であって、当該店舗において食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第2条による改正後の食品衛生法第57条に基づく営業に必要な届出を行い、本給付金の申請日において営業の実態がある者

※対象要件の(2)ア、イ、エ、キ、クに該当する事業者については、県内に店舗・施設があれば、主たる事業所が県外でも対象となります。対象業種であるか及び県内に店舗・施設があるかは店舗・施設ごとに発行される許可書等により確認します。

※対象要件の(2)ア、キ及びクに規定する飲食事業者等には、食肉製品製造業や魚介類販売業などの営業許可を有する食品製造販売事業者を含みます。

※食品衛生法の改正により令和3年6月1日から許可対象となった業種(漬物製造業、液卵製造業、水産製品製造業、密封包装食品製造業、食品の小分け業)も(2)キの規定により対象となります。

なお、申請の際に、未だ当該許可を得られていない場合には、許可申請手続きを行っていることを証する書面(受領印の押された申請書など)を、許可書等の代替書類として提出してください。またその後、許可書が発行されましたら、当該許可書の写しを提出してください。許可書の写しの提出は、受付期間終了後でも可能ですが、給付金の給付はその後になりますので、あらかじめご了解ください。

※食品衛生法の改正により令和3年6月1日から届出対象となった業種も(2)クの規定により対象となります。

16ページの「II 対象要件(2)クにおける改正後の食品衛生法57条に基づく届出を行う飲食事業者等の皆さまへ」をご参照ください。

※テイクアウト店やデリバリー店も店舗を運営する飲食事業者と言えますので、給付対象に含まれます。

※露店やキッチンカーなどの許可書に特定の住所が記載されない事業者の場合は、個人事業主においては当該事業主の居住地、法人においては登記記載の住所が県内である場合、対象に含まれます。

※自動販売機のための営業許可を有する事業者や届出を行っている事業者は給付対象とはなりません。

(3)各申請者の運営する(2)ア、エ、キ若しくはクに規定する店舗、(2)イ若しくはエに規定する施設又は(2)ウ、オ若しくはカに規定する営業所(以下「対象店舗等」という。)における令和3年1月又は2月の対象店舗等の売上高合計が前年同月に比して30パーセント以上減少しており、かつ、令和2年1月及び2月の対象店舗等の売上高合計が15万円以上である者であること。ただし、令和2年1月2日から12月31日までの間に(2)アからクまでの許可を受け、届出をし、登録を受け、免許を受け、又は認定を受けた者又は新たな店舗等を設けた者その他知事がこれらと同等と認めた者については別に定める。

※対象業種かつ県内店舗等のみの合計売上高で判断します。

例：飲食業と建設業を営んでおり、合計すると30%減を超えるが、飲食業のみだと20%減となる場合は対象外となります。

例：県内外で店舗を運営しており、合計すると30%減を超えるが、県内のみだと20%減となる場合も対象外です。

※令和2年1月2日から12月31日までの間に創業し営業を開始した方も対象になります。

14ページの「1 創業者特例」をご参照ください。

※令和2年1月2日から12月31日までの間に新たな店舗を設け、単純な前年比較が適切でない方も対象となり得ます。

そのうち、既に県内で店舗等を運営されていた方は、15ページの「2 新たな店舗等を設けた方の特例」をご参照ください。県外事業者であって当該期間に初めて県内に店舗等を設けた方は14ページの「1 創業者特例」をご参照ください。

(4)事業継続の意思がある者であること。

※提出書類の宣誓書の内容に含まれます。

参考：【給付対象とならない者】

- 既に本給付金を受けた者
- いわゆる「みなし大企業」
- 暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者等
- 禁固以上の刑に処せられ、執行を終わらない者等
- 性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- そのほか知事が適当でないとする者

Ⅲ 申請方法

1 WEB申請の場合

(WEB申請を御利用いただくと給付までの手続きがスムーズです。)

WEBでの申請受付は令和3年3月23日(火) 午前9時30分からです。

パソコンやスマートフォンにより次のウェブサイトから申請してください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00206818.html>

なお、**令和3年6月30日(水)23時59分までに申請を完了してください。**申請が完了した場合は、登録したメールアドレス宛に完了通知メールが届きますので、「@mail.jtb.com」ドメインからのメールが受信できるように設定してください。

2 郵送による申請の場合

簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

申請様式については下記からもダウンロードできます。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060100/d00206818.html>

(宛先)〒640-8341

和歌山県和歌山市黒田1丁目2-17 アズマハウスビル5F

ビーウィズ株式会社内 飲食・宿泊・旅行業給付金事務局

令和3年6月30日(水)までの消印有効

持参による受付、対面での説明は行いませんので御了承ください。

<注意事項>

申請書類に不足や記載漏れ等の不備があった場合、また、申請書類の一部のみを提出された場合は、申請を受付できないため、全ての書類を事務局から返却します。返却後、必要な修正や不足している書類の追加等を行った上で、全ての書類を再度、簡易書留など追跡ができる方法で受付期間内に郵送してください。申請書類が全て確認できれば、申請を受付します。

申請書類の不足や不備等により返却する場合を除き、申請書類は一切返却しません。また、必要に応じて追加書類の提出及び申請内容の確認や説明を求めるために連絡することがあります。その際、連絡が取れない場合や期日までに指定した書類の提出がない場合は、申請を取り下げたものとみなします。

IV 給付の決定等

1 給付金給付の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査したうえ、適正と認められるときは給付金を給付します。

2 通知

申請書類の確認の結果、本給付金の給付を決定したときは、後日、給付に関する通知を発送いたします。

給付金の給付後においても申請書に添付した書類の原本等、給付金給付額に影響のある書類を5年間保管し、提出を求められたときはこれに応じてください。

3 給付金の返還

本給付金給付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、給付金の給付決定を取り消します。この場合、申請者は給付金を返還することとなります。

V 申請書類

WEB申請の場合、④～⑨までの書類添付が必要となります。

(サイズA4、印刷片面・モノクロ・カラー可)

申請書類一覧	チェック
① 給付金給付申請書(別記第1号様式)	<input type="checkbox"/>
② 給付金給付申請書の別紙	<input type="checkbox"/>
③ 宣誓書(別記第2号様式)	<input type="checkbox"/>
④ 対象業種を営む際に必要となる許可書等の写し ※ 提出は、該当する業種につき、それぞれ1枚で結構です。 ただし、県又は事務局が追加の提出を求めることがあります。	<input type="checkbox"/>
⑤ 従業員名簿(別記第3号様式) ※ 県内の店舗等で常時使用する従業員が6人以上の場合のみ提出してください。 ※ 対象店舗等の人数が判別できる形であれば既存の従業員名簿等でも構いません。	<input type="checkbox"/>
⑥ 売上を確認できる書類 ※ II対象要件(3)の要件を満たすか確認するための書類です。 ※ 該当月における既存の売上台帳の写しや各月売上の確認できる確定申告書の写し等をご提出ください。	<input type="checkbox"/>
⑦ 振込先口座確認書(別記第4号様式) ※ 申請者が法人の場合は法人名義の振込先口座の通帳の写し、又は個人事業主の場合は申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し	<input type="checkbox"/>
⑧ 役員名簿(別記第5号様式) ※ 法人の場合のみ提出してください。	<input type="checkbox"/>
⑨ 県内住所の確認できる書類 ※ 営業許可書等に店舗の特定の住所が記載されていない場合のみ 例: (法人)登記事項証明書の写し (個人)運転免許証の写し	<input type="checkbox"/>
※ その他、必要な書類 ※ 県又は事務局が追加の資料を求めることがあります。	

別記第1号様式

飲食・宿泊・旅行業給付金給付申請書

和歌山県知事 様

令和3年 4月 1日

申請者住所	和歌山市〇〇〇 ×ー×
フリガナ	カブシキガイシャ〇〇ショウジ
法人名又は屋号	株式会社〇〇商事
フリガナ	ワカヤマ タロウ
役職名及び代表者名 (個人事業主の場合は氏名)	代表取締役 和歌山 太郎
連絡先電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

飲食・宿泊・旅行業給付金(別紙(2)の3.申請金額)の給付について、飲食・宿泊・旅行業給付金規程第7の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規程第5に規定する給付金の給付の不給付要件に該当することが判明した場合、同規程第13の規定に基づき、飲食・宿泊・旅行業給付金の給付決定の全部又は一部を取り消されても何ら異議の申立てを行いません。

関係書類 (必要な書類の添付を確認後、にチェックしてください。)

- 別紙(1)(2)
- 宣誓書(別記第2号様式)
- 該当業種の営業許可書等の写し
※食品衛生法の改正により令和3年6月1日以降に許可対象、届出対象となる事業者は申請要領p3及びp16を参照
- 従業員名簿(別記第3号様式)
※県内の店舗等で常時使用する従業員が6人以上の場合のみ
- 次の年月の売上が確認できる書類
令和3年(1月又は2月)、令和2年(1月、2月の両月)
※令和2年1月2日から12月31日までの間に創業等をした事業者については要領に規定する書類
- 振込先口座確認書(別記第4号様式)
※申請者が、法人の場合は法人名義の口座、個人事業主の場合は申請者本人名義の口座
- 役員名簿(別記第5号様式)
※法人の場合のみ
- 県内住所の確認できる書類 ※営業許可書等に店舗の特定の住所が記載されていない場合のみ
例:(法人)登記事項証明書の写し (個人)運転免許証の写し
- その他知事が必要と認める書類

② 給付金申請書の別紙

記載例

別紙(1)

(1. 申請者情報)

必要事項を以下に記載してください。

申請者名	株式会社〇〇商事			
申請者種別 (該当するものに○を記入)	中小企業等	○	(法人の場合)	資本金 500万円
	個人事業主			
雇用する全ての従業員数	20人		(法人の場合) 法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

	営業許可等を有する業種 (該当するものに○を記入)	県内の店舗等の数
飲食業	○	2
宿泊業	○	1
旅行業		
酒類製造販売業		
自動車運転代行業		
海上運送業		
食品製造販売業		

<p>創業等の特例の適用 (令和2年1月2日から12月31日 までに創業等をした者は○を記入)</p>

※詳細については申請要領「VI対象要件の特例」を参照してください。

別紙(2)

(2. 売上情報)

(1. 申請者情報)で記載した県内の店舗等の売上を**合算した金額**を記入してください。

	令和2年 (A)	令和3年 (B)	増減額 (B-A)	増減率※① (B-A)/A
1月売上高	1,523千円	966千円	-557千円	-36.57%
2月売上高	1,320千円	640千円	-680千円	-51.51%
合計※② (※令和2年分のみ)	2,843千円			

※①いずれかの月の売上高が30%以上減少していることが給付の条件です。(増減率)

※②令和2年1月、2月の売上高合計が15万円未満の場合、給付対象外です。(合計)

(3. 申請金額)

県内の店舗等で勤務する従業員(本規程の別表備考の規定による従業員をいう。)の数を記入し、**該当する申請金額に○**を記入してください。従業員数が**6人以上**となる場合、従業員名簿(別記第3号様式)の添付が必要です(必要事項が確認できる既存の従業員名簿でも可)。

対象店舗等の従業員数 (令和3年3月1日現在) <u>16</u> 人	従業員数	申請金額	該当する欄に○を記入
	5人以下	15万円	
	6～20人	30万円	○
	21～50人	45万円	
	51人以上	60万円	

別記第2号様式

宣誓書

私は、飲食・宿泊・旅行業給付金の給付申請に当たり、下記の内容について、宣誓します。

宣誓した内容と事実が相違することが判明した場合には、飲食・宿泊・旅行業給付金の給付を受けられないことになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

- (1) 飲食・宿泊・旅行業給付金給付規程第3の給付対象者の要件を満たしています。
- (2) 飲食・宿泊・旅行業給付金の給付申請書及び添付書類の内容に虚偽はありません。
- (3) 飲食・宿泊・旅行業給付金給付規程第5の不給付要件に該当しません。
- (4) 飲食・宿泊・旅行業給付金給付規程第16の規定による立入検査等を受けた場合は、適正かつ誠実に対応します。
- (5) 申請内容に不正があったなど必要がある場合は、氏名・名称などの情報が公表されることに同意します。
- (6) 給付金の給付を受けた後、知事が虚偽や不正の申請であると認定した場合は給付金の返還や必要な加算金の支払に応じます。
- (7) 飲食・宿泊・旅行業給付金給付規程に従います。
- (8) 和歌山県で推奨している感染拡大予防ガイドラインを遵守しています。

以上

和歌山県知事 様

令和3年 4月 1日

法人名又は屋号

株式会社〇〇商事

役職名及び代表者名

代表取締役 和歌山 太郎 (印)

(個人事業主の場合は氏名)

※法人の場合は代表者の署名、個人事業主の場合は自署により押印を省略することができます。

⑤ 従業員名簿(別記第3号様式)

記載例

別記第3号様式 従業員名簿 (令和3年3月1日現在) ※県内の対象店舗等の従業員の合計が6人以上の場合のみ提出

下記の名簿に従業員氏名、勤務する店舗等名、雇用年月日、を記入してください。

	従業員氏名	勤務店舗等名	雇用年月日		従業員氏名	勤務店舗等名	雇用年月日	
1	○○○○○○	居酒屋○○○和歌山店	平成○年○月○日	27				
2	××××××	居酒屋○○○和歌山店	平成○年○月○日	28				
3	△△△△△△	居酒屋○○○海南店	平成○年○月○日	29				
4	30				
5	31				
6	32				
7	33				
8	..			34				
9	..	※ 対象店舗等の人数が判別できる形であれば既存の従業員名簿でも構いません。						
10	..							
11	37				
12	38				
13	39				
14	40				
15	41				
16	42				
17				43				
18				44				
19				45				
20				46				
21				47				
22				48				
23				49				
24				50				
25				51				
26				※51人を超える分の従業員名の記載は不要です。				

VI 対象要件の特例

1 創業者特例

(1) 対象要件

令和2年1月2日から12月31日までの間に対象業種の許可等を受けた事業者であって、売上高にかかる要件以外の本給付金の要件を満たす事業者は、次の①及び②の要件を満たすことをもって、本給付金の対象とします。

- ① 令和3年1月又は2月の対象店舗等の売上高合計が、対象業種の許可を受け、届出をし、登録を受け、免許を受け、又は認定を受けた日(以下「許可日」という。)の属する月の次の月(許可日がいずれかの月の1日である場合には許可日の属する月。以下同じ。)から令和2年12月までの売上高の1か月平均に比して30パーセント以上減少している者であること

又は

令和3年1月又は2月の対象店舗等の売上高合計が、事業計画等(金融機関から融資を受けるにあたって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限り。以下同じ。)で想定していた同店舗等の同月の売上高予定に比して30パーセント以上減少している者であること

- ② 許可日の属する月の次の月から令和2年12月までの売上高の1か月平均を2倍した額が15万円以上であること

又は

事業計画等で想定していた令和3年1月及び2月の対象店舗等の売上高予定の合計が15万円以上であること

(2) 申請方法

申請の際には、申請書の別紙の「創業等の特例の適用」の欄に「○」を記入し、上述の①及び②の額を下図のとおり記入し、上述の要件が確認できる書類を添付してください。

(2. 売上情報)				
(1. 申請者情報)で記載した				
令和2年1月及び2月の売上高を記入する欄ですが、対象要件①及び②に合わせて、適宜ご記入ください。				
	令和2年 (A)	令和3年 (B)	増減額 (B-A)	増減率※① (B-A)/A
1月売上高	1,523千円	966千円	-557千円	-36.57%
2月売上高	1,320千円	640千円	-680千円	-51.51%
合計※② (※令和2年分のみ)	2,843千円			

※ なお、県外事業者が令和2年1月2日から12月31日までの間に県内に出店した場合は、当該店舗の範囲での創業とみなし、本特例と同様に扱います。

2 新たな店舗等を設けた方の特例

(1) 対象要件

令和2年1月2日から12月31日までの間に新たな店舗等を設けた事業者であって、売上高にかかる要件以外の本給付金の要件を満たす事業者は、次の①及び②の要件を満たすことをもって、本給付金の対象とします。

- ① 令和3年1月又は2月の対象店舗等の売上高合計が、令和2年1月1日以前に存した対象店舗等の令和2年同月の売上高に、新たな店舗等において対象業種の許可を受け、届出をし、登録を受け、免許を受け、又は認定を受けた日(以下「許可日」という。)の属する月の次の月(許可日がいずれかの月の1日である場合には許可日の属する月。以下同じ。)から令和2年12月までの当該新たな店舗等における売上高の1か月平均を加えた額に比して30パーセント以上減少している者であること

又は

令和3年1月又は2月の対象店舗等の売上高合計が、令和2年1月以前に存した対象店舗等の令和2年同月の売上高に、新たな店舗等を設ける事業計画等(金融機関から融資を受けるにあたって作成したもの又は支援機関とともに作成したものに限る。)で想定していた新たな店舗等にかかる同月の売上高予定を加えた額に比して30パーセント以上減少している者であること

例:令和2年1月1日時点で2店舗(A、B)を営む飲食事業者が、令和2年6月に県内に1店舗(C)増やし、対象店舗等が合計3店舗となった場合

「令和3年1月又は2月の店舗 A、B、Cの合計売上高」

と

「令和2年1月又は2月の店舗 A、B、Cの合計売上高」

+

「開店した次の月から令和2年12月までの1か月平均売上高」
(例えば6月20日開店の場合、7月~12月の合計を6で割った数)

を比較することができます。

- ② 令和2年1月及び2月の対象店舗等の売上高合計が15万円以上である者であること

(2) 申請方法

申請の際には、申請書の別紙の「創業等の特例の適用」の欄に「○」を記入し、上述の①及び②の額を創業者特例ページに記載する図のとおり記入し、上述の要件が確認できる書類を添付してください。

